

里山再生モデル事業

1. 目的

地域の要望を踏まえ選定したモデル地区において、里山再生を進めるための取組を総合的に推進し、その成果を、的確な対策の実施に反映。

2. モデル事業の対象

避難指示区域（既に解除された区域も含む。）及びその周辺の地域において、里山（住居周辺にあって住民が身近に利用してきた森林）を有する集落 10 カ所程度を目途にモデル地区として選定する。

※ モデル地区として、一つの集落とその周辺の里山を対象として設定の上、その中の必要な場所で各種メニューを組み合わせて、里山再生のための事業を実施し、各実施主体連携の下での総合的な取組とし、その効果を評価する。

3. 事業の概要

- ・モデル地区において、放射性物質汚染対処特別措置法に基づく除染等の措置（環境省）、林業を再生するための各種事業（林野庁）、福島再生加速化交付金事業（復興庁等）などの事業を組み合わせて実施し、地域の住民の安全・安心の確保や振興を図りつつ里山の再生を進める。
- ・里山再生の取組に関連して発生する樹皮や枝葉等の木質廃棄物や木質バイオマスの焼却灰などについて、地域の実情を踏まえた処理ルートを確保し、廃棄物の処理を推進。

<事業メニューの例>

① 放射線量マップの作成、個人線量の測定

モデル地区において、環境放射線量の測定、放射線量マップの作成を行う。また、住民の協力を得て行う里山立入時の個人線量の測定や、立入りによる個人線量への影響についての調査・分析を行う。

[実施主体：環境省、福島県、市町村]

② 放射性物質汚染対処特別措置法に基づく除染等の実施

森林内の日常的に人が立ち入る場所（ほだ場、炭焼場、キャンプ場、遊歩道・散策道・林道、休憩所、広場、駐車場等）について、地元の具体的な要望を踏まえて、現場の状況を勘案し、追加被ばく線量を低減する観点から、対象範囲や実施方法等を検討し、除染を実施する。

[実施主体：環境省、市町村]

③ 広葉樹林や竹林等の整備

広葉樹林や竹林等の伐採、作業道作設、線量測定等を実施する。

[実施主体：林野庁、市町村]

④ 木質バイオマスの活用の支援

公民館や集会所への木質バイオマスボイラの新設、既存の木質バイオマスボイラへのバグフィルタ等の取り付け等を実施する。

[実施主体：市町村]

⑤ その他（自治体の要望に応じて検討）

その他、里山の再生を進めるための取組について、市町村の要望に応じて検討する。

<事業実施期間>

3年間程度を目途として実施（必要に応じて延長可能）。

<連絡会議>

復興庁、内閣府、林野庁、環境省、福島県による連絡会議を設置し、モデル地区の選定、事業の実施支援、成果の取りまとめを実施。（必要に応じて関係市町村も出席）

里山再生モデル事業 イメージ

地域の要望を踏まえ選定したモデル地区において、里山再生を進めるための取組を総合的に推進し、その成果を、的確な対策の実施に反映。

